長崎市労政だより

長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせをお届けしています。

～平成30年10月31日号～

● **イベントのご案内**

1 女性活躍推進シンポジウム（厚生労働省）

2 採用力アップセミナー（長崎市）　**【申込〆切】11月9日（金）**

3 テレワークに関する体験型イベント（厚生労働省）　**【申込〆切】11月22日（木）**

4 アマランス主催講座のご案内（長崎市）

● **厚生労働省からのお知らせ**

5 平成30年長崎県最低賃金の改定

6 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の公布

● **安心して働ける職場づくりについて**

7 11月は、「労働保険適用促進強化期間」（長崎労働局）

8 11月は、「過労死等防止啓発月間」（長崎労働局）

9 女性活躍推進企業「えるぼし」認定企業に市内事業者が新たに認定！（長崎市）

10 労働災害防止を徹底し、労働者の安全・健康の確保を！（長崎市）

11 男女イキイキ企業表彰　受賞事業所のご紹介（長崎市）

● **「長崎キラリ☆カンパニー」ご紹介企業**

社会福祉法人 みのり会　　NBC情報システム 株式会社

1 「女性活躍推進シンポジウム」の開催

優秀な人材の確保や職場定着を図るために、働き方の見直しが課題となっています。今回は、女性が働きやすい職場づくりの観点から、実際に女性活躍推進に取り組んでいる中小企業の方から、取組みのきっかけやその効果などを実際の取組事例をもとに講演いただきます。

当日は、女性活躍推進アドバイザーによる個別相談会も開催します。

※女性活躍推進アドバイザー…女性活躍推進分野における企業支援の専門家。企業の女性活躍の状況把握や、課題分析、目標設定などについて訪問や電話等でアドバイスをしてくれる。

●日 時　平成30年11月6日（火）　14時～16時

●会 場　JR博多シティ　10階

●参加費　**無料**

●申 込　「中小企業のための女性活躍推進サポートサイト」の申込フォーム
https://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/seminar/mini-symposium/fukuokaform2.html

●内 容
・なぜ今、女性活躍推進が必要なのか
・福岡労働局より行政説明
・経営に活かす女性活躍推進（講演会）
・女性活躍推進アドバイザーによる説明会
・個別相談会

お問合わせ先
女性活躍推進センター東京事務局　一般財団法人女性労働協会
電話：03－3456－4412　※厚生労働省の委託を受けて運営

２ 「採用力アップセミナー」の開催

～ 申込〆切　平成30年11月9日（金） ～

全国的な人手不足を背景に、企業の人材確保競争は激化しております。その競争を勝ち抜き、地元企業の皆さま方に充実した採用活動を展開していただけるよう、**第2回**セミナーを開催いたします！

今回は、2019年3月から本格的にスタートする2020年卒の採用に向け、**合同企業説明会などの各種就職関連イベントで活用できる実践的なノウハウ**をお伝えします！

新卒採用を中心とした採用コンサルタント。23歳で起業し、現在18期目。採用や育成に関する多くの実務経験を活かし、中小企業の新卒採用や人材育成のコンサル、研修を数多く手がけ、商工会議所等での採用・育成に関するセミナーも積極的に行っている。

●日　時　　平成30年11月21日（水）　14時～16時

●場　所　　商工会館 2階ホール（長崎市桜町４－１）

●講　師　　一般社団法人　学生就職支援協会
代表理事　小石原　隆史　氏

●定　員　　150名（1社最大3名まで）

●参　加　　無料

●内　容

１　採用における情報発信の基本的な考え方
- 最近の就職活動、採用活動の動向
- 何を使って情報発信を行うのか？

２　自社の魅力を改めて考える
- 若者はどういう会社に魅力を感じるのか？
- 自社の魅力を改めて考えよう！（ワークショップ）

３　就職関連イベント必勝法！
- 自社ブースを満席にするために必要な工夫とは？
- 学生は合説になにを求め、何知りたいのか？
- 成功事例の紹介

さらに　【2社限定】説明会中に行うロールプレイングの実施を希望した方に、**講師からの個別アドバイス**を行います！

●申 込　①本申込書をFAXで送信する。　FAX：095－829－1151
②電子メールで申し込む。　宛先：ikeda_ryutaro@city.nagasaki.lg.jp

お問合わせ先
長崎市　産業雇用政策課　電話：095－829－1313

貴社名				TEL	
お名前		役職		FAX	
お名前		役職		E-Mail	
【説明会ロールプレイング】ご希望の場合は右欄にチェック			□		

3 「テレワークに関する体験型イベント」の開催

～ 申込〆切　平成30年11月22日（木） ～

仕事と育児等の両立や時間の有効活用などによるワーク･ライフ･バランスの向上や、介護離職等による人材の流出防止などの様々なメリットがある働き方「テレワーク」の普及推進の一環として、体験型イベントを開催します。

●日　　時　　平成30年11月28日（水）　①　9時30分 ～ 12時
②14時30分 ～ 17時

●場　　所　　富士ゼロックス DOCUMENT HUB Square Fukuoka
（福岡市博多区博多駅前1－6－16　西鉄博多駅前ビル）

●定　　員　　先着順　各30名

●参　　加　　無料

●内　　容　　**1　テレワーク実施時の労務管理上の留意点と事例紹介**

2　情報通信機器利用によるテレワーク体験

・どこにいても社内の力をフル活用

・普段の会議をテレワークで実現

・離れた場所からコンテンツを共同作成

3　テレワーカーとの意見交換

●申　　込　　「テレワークに関する体験型イベント」の申込フォーム
http://teleworkevent.jp/no07.html

お問合わせ先
一般社団法人日本テレワーク協会
電話：03－5577－4572
※厚生労働省の委託を受けて運営

4　アマランス主催講座のご案内

長崎の女性起業家に起業のきっかけや起業時の御苦労などについてお話しいただきます。あわせて、長崎居留地男声合唱団＆女子部の美しい歌声もお楽しみください。

●講座名　　女性起業家の歩みをハーモニーにのせて
～長崎居留地男声合唱団＆女子部と共に～

●日　　時　　平成30年12月5日（水）　19時～20時45分　（開場18時30分）

●場　　所　　長崎市民会館　文化ホール

●対　　象　　どなたでもどうぞ

●定　　員　　500人（先着順）

●申　　込　　不要（直接会場へお越しください）

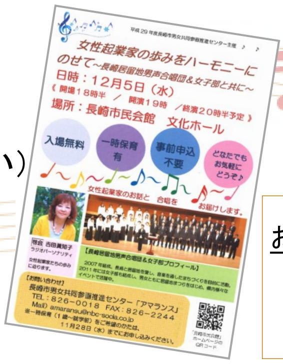

お問合わせ先
男女共同参画推進センターアマランス
電話：095－826－0018

5　平成30年長崎県最低賃金の改定について

長崎県で働くすべての方へ。
これまでの最低賃金　７３７円

最低賃金

▼

時間額 **７６２円**

［発効日］　平成３０年１０月６日

お問合わせ先
長崎労働局労働基準部賃金室
電話：095－801－0033

最低賃金額以上かどうかの調べ方

【 計算例 】

① 時間給の場合
時間給≧７６２円

② 日給の場合
日給÷1 日の所定労働時間≧７６２円

③ 月給の場合

年間所定労働日数：240 日 月額：121,760 円 所定労働時間：8 時間

で働いている場合、計算式に当てはめると、

$$\frac{\text{月給 }121,760\text{ 円}\times 12\text{ か月}}{\text{年間所定労働日数 }240\text{ 日}\times 8\text{ 時間}} = 761\text{円} < 762\text{円}$$

【この場合は最低賃金額を満たしていないことになります。】

※最低賃金額との比較にあたって次の賃金は算入しません。
① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
② 時間外、休日、深夜労働に対する賃金
③ 賞与等、臨時の賃金

6「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の公布について

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます

Point1　**時間外労働の上限規制が導入されます！**

施行：2019年4月1日～　※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

Point2　**年次有給休暇の確実な取得が必要です！**

施行：2019年4月1日～

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、**毎年5日、時季を指定して**有給休暇を与える必要があります。

Point3　**正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます！**

施行：2020年4月1日～　※中小企業は、2021年4月1日～

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに**不合理な待遇差が禁止されます。

お問合わせ先
長崎労働局雇用環境・均等室　電話：095－801－0050

7　11月は、「労働保険適用促進強化期間」です！

～ 労働保険への加入について ～

労働保険とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称です。

労働者とその家族の生活と安心のため、労働者を一人でも雇用している事業主は労働保険の加入手続きを行う必要があります。

まだ加入手続きがお済みでない事業主の方は、速やかに手続きをお願いいたします。

労働保険の加入手続は、労働基準監督署及び公共職業安定所（ハローワーク）の窓口又は電子申請で行うほか、労働保険事務組合（厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体）や社会保険労務士へ事務処理を委託（依頼）することもできます。

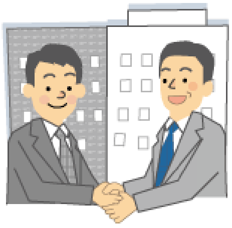

お問合わせ先
長崎労働局　労働保険徴収室
電話：095－801－0025

8　11月は、「過労死等防止啓発月間」です！

～ 11月は 過重労働解消キャンペーン期間 ～

労働時間等の現状

週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向ですが、いまだ長時間労働の実態が見られます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害は多い状況です。

また、割増賃金の不払いに係る労働基準法違反も後を絶ちません。

過重労働と健康障害の関連性

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

過重労働による健康障害を防止するために

① 時間外・休日労働時間を削減しましょう。
② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。
③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

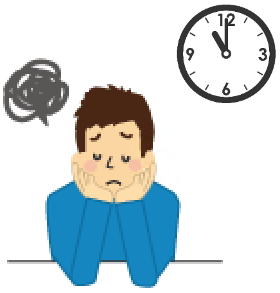

過重労働のほか、職場の労働条件全般に疑問のある方へ

平成30年11月4日（日）に、休日電話相談を実施します。
全国一斉「過重労働解消相談ダイヤル」（9時～17時）
電話：0120－794－713（フリーダイヤル）

お問合わせ先
長崎労働局　労働基準部監督課
電話：095－801－0030

9　女性活躍推進企業「えるぼし」認定企業に市内事業者が新たに認定！

～「社会福祉法人 洸洋会（こうようかい）」が長崎県内で2社目の認定企業に～

「えるぼし」とは、一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性活躍推進に関する取組みの実施状況等が優良な事業主に対して、都道府県労働局への申請および審査を受けた結果、厚生労働大臣から受ける認定制度です。

認定の段階区分は3段階あり、全部で5つある評価項目の取組状況に応じて認定されます。

認定マークは、商品や広告、求人票などに付すことができ、優秀な人材確保や企業イメージの向上などに繋がることが期待されます。

県内で2社目の認定企業

平成３０年１０月３日に、長崎市野母町の「社会福祉法人 洸洋会」が長崎県内企業としては２社目、従業員３００人以下の企業としては初めて、「えるぼし」認定企業となりました。

評価項目の全てにおいて認定基準に適合し、認定最高位である3段階目のえるぼしを取得しました。

評価項目	
採用	男女別の採用における競争倍率が同程度
継続就業	平均継続勤務年数の男女比が一定以上
労働時間等の働き方	労働者1人あたりの時間外労働・休日労働の合計時間数の平均が全ての月において一定未満
管理職比率	管理職に占める女性の割合は、産業ごとの平均値を上回る
キャリアコース	多様なキャリアコースがある

社会福祉法人 洸洋会 ホームページ　http://kouyokai.jp/

取得支援について

「えるぼし」取得に必要な一般事業主行動計画策定等のサポートが無料で行われています。

●お問い合わせ

女性活躍推進センター東京事務局　一般財団法人女性労働協会

電話：03－3456－4412　（受付時間：平日　9時～17時30分）

お問合わせ先

長崎市　産業雇用政策課

電話：095－829－1313

10　労働災害防止を徹底し、労働者の安全・健康の確保を！

事業主は、労働安全衛生法で定める労働災害防止のための措置を徹底するとともに、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における労働者の安全と健康を確保しなければなりません。労働災害のひとつである「じん肺」については、国において、粉じんの発生する職場で働く労働者を守るために「じん肺法」や「粉じん障害防止規則」等が施行されています。

事業主の皆様におかれましては、じん肺被害をはじめとする粉じんを吸入することによって発生する健康被害から労働者を守るため、具体的な取組みとして、防塵マスクの着用などの安全対策の徹底に努めていただくようお願いします。

お問合わせ先

長崎市　産業雇用政策課

電話：095－829－1313

11　男女イキイキ企業表彰　受賞事業所のご紹介

～ 平成30年度は、3事業所が受賞 ～

　長崎市では、性別にかかわらず、誰もが働きやすい環境づくりを実践し、働く人も会社もイキイキとした事業所を「男女イキイキ企業」として、毎年表彰しています。

　今年度は、「医療法人慈恵会　小江原中央病院」、「メットライフ生命保険株式会社　長崎サイト」「税理士法人アップパートナーズ長崎オフィス」の3事業所が受賞され、9月29日（土）に開催されたアマランスフェスタ2018で表彰式を行いました。

医療法人慈恵会　小江原中央病院

1　働きやすい職場環境づくり

　院内保育所の設置やワーク・ライフ・バランス委員会を立ち上げ、従業員が働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる。

2　柔軟な勤務制度の導入

　看護職において、夜勤や日曜出勤など多様な勤務を選択できるよう、柔軟な勤務制度を導入している。

3　ワーク・ライフ・バランスの推進

　休暇の取得促進や、リフレッシュ休暇制度の導入など、看護職のワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる。

メットライフ生命保険株式会社　長崎サイト

1　働きやすい職場環境づくり

　企業内託児所の設置や、社長への意見・提言を投稿できる制度を設けるなど、働きやすく風通しのよい職場環境づくりに取り組んでいる。

2　女性の積極的な登用

　女性の積極的な登用に取り組み、管理職に占める女性の割合を30%に設定するなど、女性管理職が増加する取組みを進めている。

3　ワーク・ライフ・バランスの推進

　有給休暇取得率が80%と高く、計画的な休暇取得を推奨するなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる。

税理士法人アップパートナーズ　長崎オフィス

1　柔軟な勤務制度の導入

　フレックスタイム制度や在宅勤務制度など、従業員のニーズに合わせた勤務制度を導入している。

2　復職に係る個別支援プラン作成

　育児休業から復職するにあたり、在宅勤務やパートとしての復職など、個別の状況に応じた支援プランを作成している。

3　働きやすい職場環境づくり

　職場改善委員会において、社員間の交流を活性化させるイベントの企画や、従業員が働きやすい環境づくりに取り組んでいる。

お問合わせ先
長崎市　人権男女共同参画室　　電話：095－826－0026

「長崎キラリ☆カンパニー」ご紹介企業

長崎キラリ カンパニー

長崎ケーブルメディアで放送中の情報番組「ケーブルワイドなんでんカフェ」の中で**長崎地域のキラリ輝く企業を紹介**しています！放送は毎月第2火曜日です。これまでにご紹介した企業は、長崎市ホームページやYouTubeでもご覧いただけます！

長崎キラリカンパニー　検索

Twitter はじめました！
@nagasakisangyo
長崎市が実施する就職活動支援情報などを発信中！

お問合わせ先
長崎市　産業雇用政策課
電話：095－829－1313

社会福祉法人　みのり会　様

（平成30年8月放送）

創業は明治39年！110年以上の歴史を持つ、障害児入所施設や保育所など26の福祉施設を運営している法人です。

福祉の仕事に対する印象は、利用者へのサポートの難しさや夜勤などのネガティブなイメージもありますが、施設にお邪魔すると、利用者はもちろん、働いているスタッフも、みなさん笑顔で、とても楽しそうに仕事をしていました。
その秘密に迫るべく、「なぜそんなに楽しそうに仕事をしているのか」、「やりがいを感じる点はどういうところか」などをスタッフの方にお聞きしています。

これを見れば、福祉の仕事に対するイメージが変わります！
利用者の方もスタッフの皆さんも活き活きとしているキラリ☆カンパニーです。

NBC情報システム 株式会社　様

（平成30年9月放送）

主に自治体や医療機関などで利用されるシステムの開発・販売やコンピュータ関連機器の販売を行っています。IT企業といえば、男性社員が多いイメージですが、実際は女性社員が多く活躍しています。

会社としても「女性の活躍」に力を入れており、産前・産後休暇や育児休業の取得率は100%で、そのほとんどの方が復職されているそうです。さらに復職後には、短時間勤務制度が利用できます。実際に育児休業後に復職した社員の方は、「周りの社員からの手厚いサポートがあるので、全く不安はない。」と話してくれました。男性や女性、子どもがいる、いないに関係なく社員の皆さんが活躍できるキラリ☆カンパニーです。